

（特定保守管理医療機器の修理業者の作業管理及び品質管理）

第百九十一条

5 特定保守管理医療機器の修理業者は、責任技術者に、次に掲げる業務を行わせなければならない。

- 一 作業員に対して、医療機器の修理に係る作業管理及び品質管理に関する教育訓練を実施すること。
- 二 教育訓練の実施の記録を作成し、その作成の日から三年間保存すること。